専門的・技術的分野の外国人材受入れについて

令和2年1月 出入国在留管理庁

外国人労働者の受入れ



現在の基本的な考え方

積極的に受入れ

専門的・技術的分野の外国人



- ・我が国の経済社会の活性化や一層の国際化を図る観点から,専門的・ 技術的分野の外国人労働者の受入れをより積極的に推進 (第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- ・我が国の経済社会の活性化に資する専門的・技術的分野の外国人については、積極的に受け入れていく必要があり、引き続き、在留資格の決定に係る運用の明確化や手続負担の軽減により、円滑な受入れを図っていく。(出入国在留管理基本計画(法務省))

様々な検討を要する

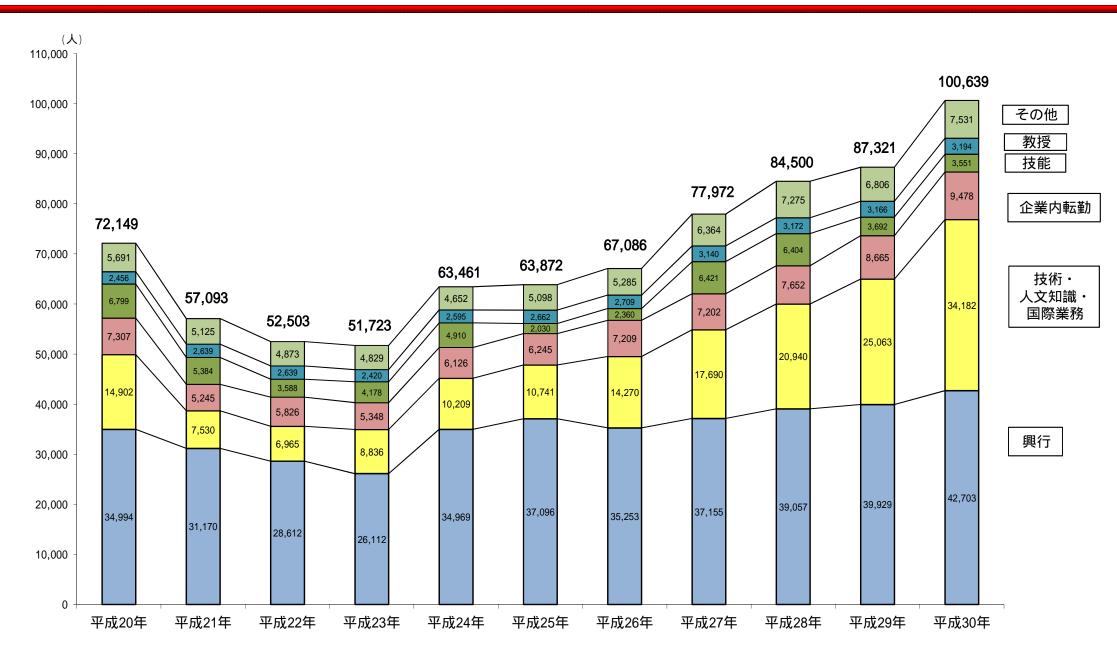
上記以外の 分野の外国人



- ・我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすこと等から,国民のコンセンサスを踏まえつつ,十分慎重に対応 (第9次雇用対策基本計画(閣議決定))
- ・いずれにしても,今後の外国人の受入れについては,諸外国の制度や 状況について把握し,国民の声を積極的に聴取することとあわせ,人 手不足への対処を目的として創設された在留資格「特定技能」の運用 状況等も踏まえつつ,政府全体で幅広い検討を行っていく必要がある。 (出入国在留管理基本計画(法務省))

専門的・技術的分野(就労資格)に係る新規入国者数





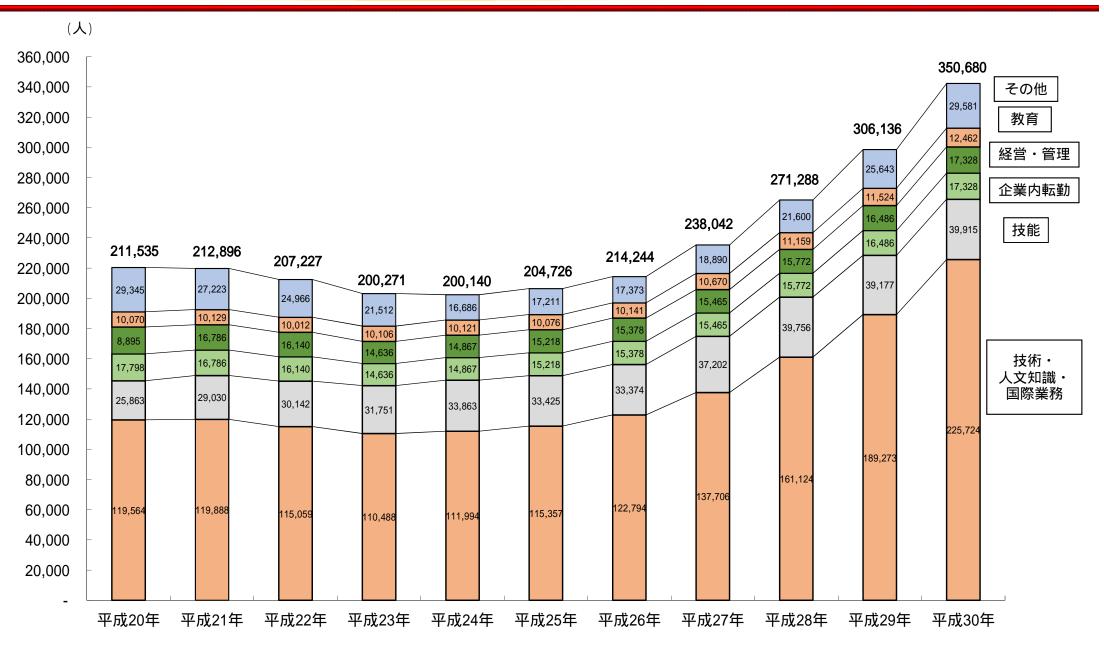
⁽注1)法別第一の一の表及び二の表のうち,「外交」,「公用」及び「技能実習」を除く。

⁽注2)法改正により,平成27年4月1日以降,「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は,「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

⁽注3)平成20年から平成26年までの「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

専門的・技術的分野(就労資格)に係る在留外国人数





⁽注1)法別表第一の一の表及び二の表のうち、「外交」、「公用」及び「技能実習」を除く。

⁽注2) 各年末現在の数であり、平成20年末から平成23年末までは外国人登録者数、平成24年末以降は中長期在留者数である。

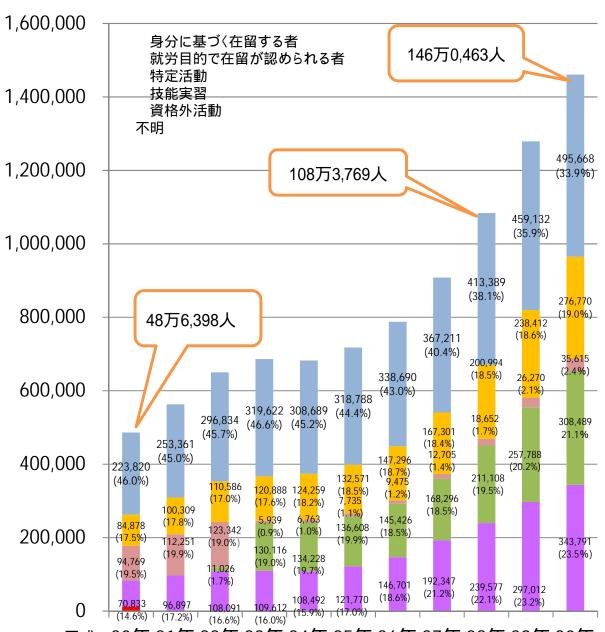
⁽注3)法改正により,平成27年4月1日以降,「投資・経営」の在留資格は「経営・管理」に,「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格は「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に改められている。

就労が認められる在留資格一覧



在留資格	該当例	在留期間	在留者数 (令和元年6月末)				
外交	外国政府の大使, 公使, 総領事, 代表団構成員等及びその家族	外交活動の期間					
公用	外国政府の大使館・領事館の職員,国際機関等から公の用務で派遣される者等及びその家族	5年,3年,1年,3月,30日又は15日					
教授	大学教授等		7,401				
芸術	作曲家,画家,著述家等	[(469				
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等 5年,3年,1年又は3月						
報道	外国の報道機関の記者,カメラマン						
高度専門職	就労資格の決定の対象となる範囲の外国人で,学歴・職歴・年収等の項目ごとにポイントを付け,その合計が一定点数(70点)以上に達した者 (例)外国の大学で修士号(経営管理に関する専門職学位(MBA))を取得(25点)し、IT関連で7年の職歴(15点)がある30歳(10点)の者が、年収600万円(20点)で、経営支援ソフトの開発業務に従事する場合						
経営·管理	企業等の経営者・管理者	5年,3年,1年,4月又は3月	26,148				
法律·会計業務	弁護士,公認会計士等		153				
医療	医師,歯科医師,看護師		2,298				
研究	政府関係機関や私企業等の研究者						
教育	中学校・高等学校等の語学教師等] 5年,3年,1年又は3月	12,769				
技術·人文知識· 国際業務	機械工学等の技術者,通訳,デザイナー,私企業の語学教師,マーケティング業務従事者等						
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者		18,141				
介護	介護福祉士		499				
興行	俳優,歌手,ダンサー,プロスポーツ選手等	3年,1年,6月,3月又は15日	2,477				
技能	外国料理の調理師 , スポーツ指導者 , 航空機の操縦者,貴金属等の加工職人等	5年,3年,1年又は3月	40,361				
特定技能	特定産業分野の各業務従事者(1号、2号)	1年,6月又は4月(通算上限5年)(1号)) 3年,1年,6月(2号)	20				
技能実習	技能実習生 (1号イ(企業単独型),1号ロ(団体監理型),2号イ(企業単独型),2号ロ(団体監理型),3号イ(企業単独型) 3号ロ(団体監理型)の6種類)	1年,6月又は法務大臣が個々に指定する 期間(1年を超えない範囲)	367,709				

外国人労働者数の内訳



平成 20年 21年 22年 23年 24年 25年 26年 27年 28年 29年 30年

厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ」に基づく集計(各年10月末現在の統計)

身分に基づき在留する者

約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)

・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で 報酬を受ける活動が可能。

就労目的で在留が認められる者

約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野」)

・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

特定活動

約3.6万人

(EPAに基づ〈外国人看護師·介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、 外国人建設就労者、外国人造船就労者等)

・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の 内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

就労を目的とした新たな在留資格(「特定技能」)

- ・一定の専門性・技能を有し,即戦力となる外国人材を受け入れるもの。
- ・受入れ対象分野については,真に必要な分野に限定する。
- ・在留期間の上限は,通算で5年とする。

技能実習

約30.8万人

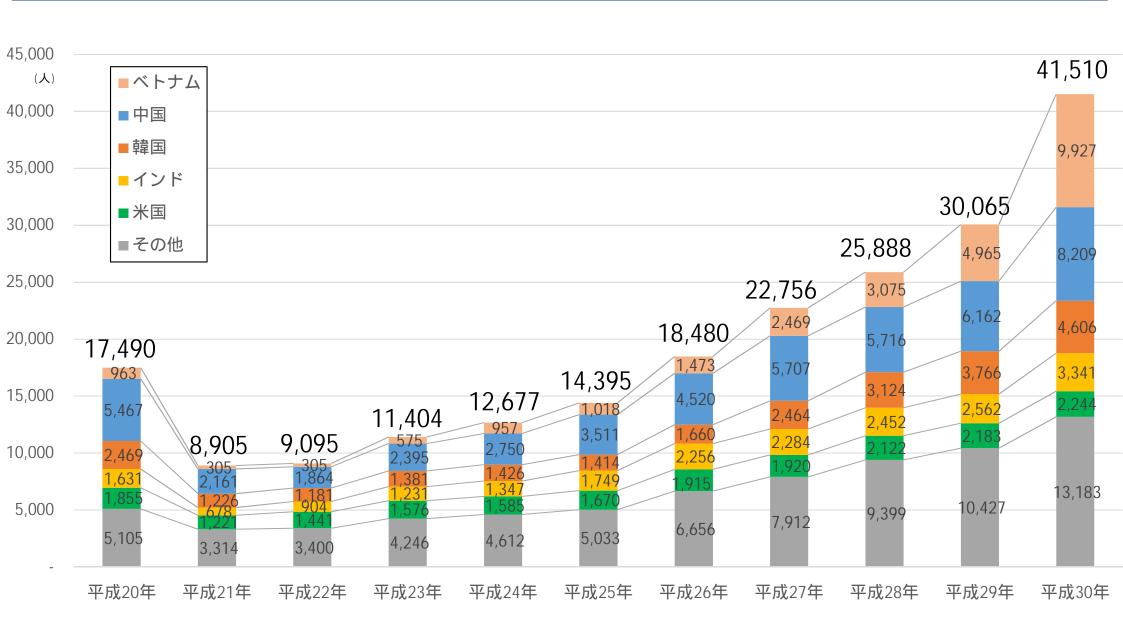
技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。 平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった (同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)。

資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況

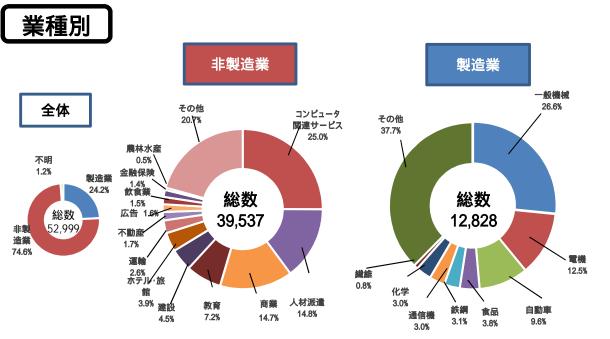


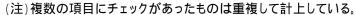


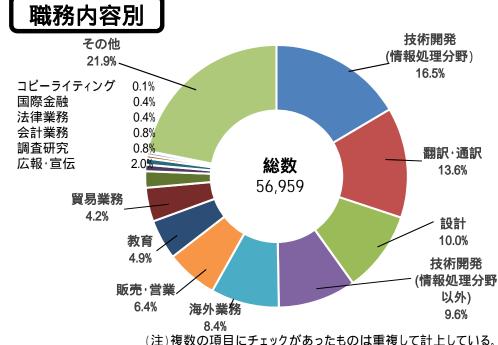
(注)平成20年から平成27年3月までの「技術・人文知識・国際業務」の数値は、「技術」と「人文知識・国際業務」の合算である。

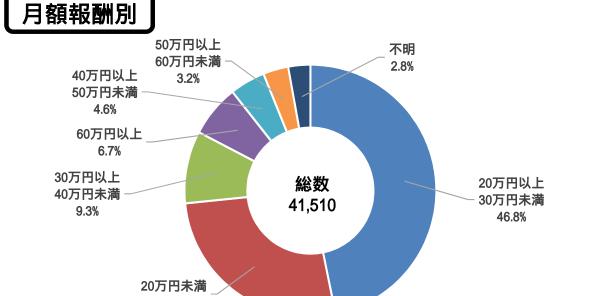
在留資格「技術・人文知識・国際業務」に係る在留資格認定証明書交付状況(平成30年)



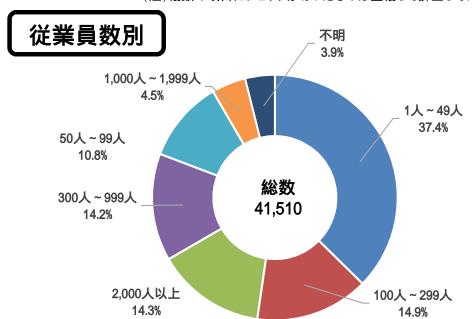






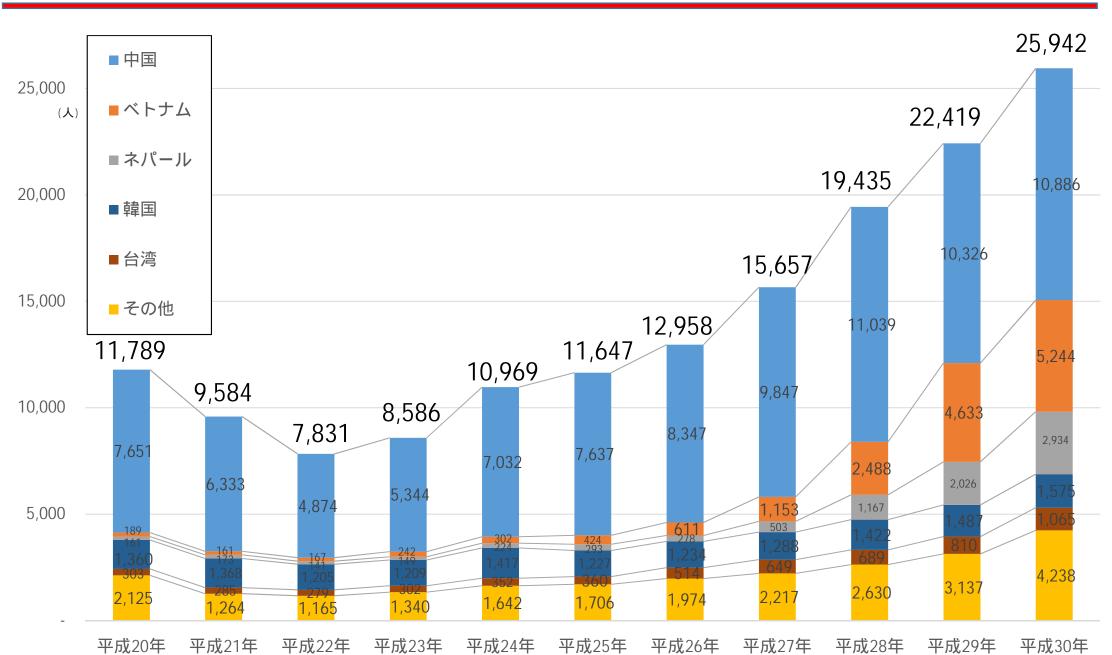


26.6%



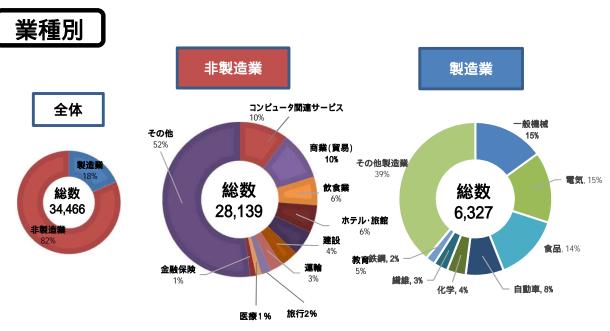
留学生の日本企業等への就職状況



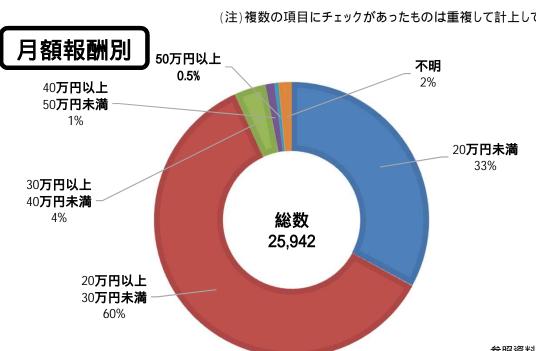


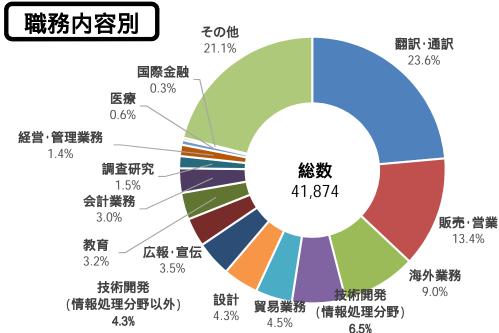
留学生の日本企業等への就職状況(平成30年)



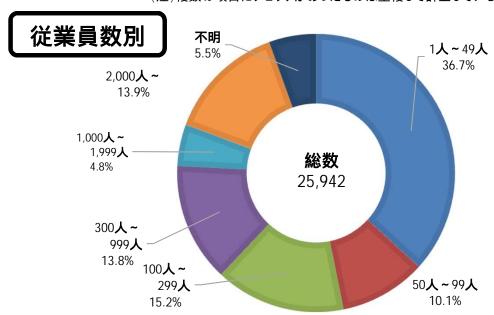


(注)複数の項目にチェックがあったものは重複して計上している。





(注)複数の項目にチェックがあったものは重複して計上している。



高度外国人材の受入れ促進



- 平成24年5月,経済成長等への貢献が期待される高度な能力を持つ外国人について,出入国在留管理上の優遇 措置を実施してその受入れを促進するため、「高度人材ポイント制」を導入(在留資格「特定活動」)
- 平成26年の入管法改正により、平成27年4月から高度人材に特化した在留資格「高度専門職」を新設
- 永住許可申請に要する在留期間を見直し(5年 3年又は1年), 平成29年4月から施行

高度人材ポイント制の対象

(3つの分類)

- 高度学術研究活動
- ◎ 高度専門・技術活動

共通

○ 高度経営・管理活動

それぞれの特性に応じて、学歴、職歴、年収などの項目ごとにポイントを設け、一定点数(70点) に達した場合に優遇措置の対象とする。

在留資格「高度専門職」

- ♥「高度専門職1号」及び「高度専門職2号」の2種類
- ○「高度専門職2号」は「高度専門職1号」で3年以上活動を行った者が対象

優遇措置の内容

高度専門職1号

- 在留期間「5年」の付与
- ♥ 複合的な在留活動の許容
- 配偶者の就労
- ♥ 親の帯同
- ▶ 永住許可要件の緩和
- 家事使用人の帯同

高度専門職2号

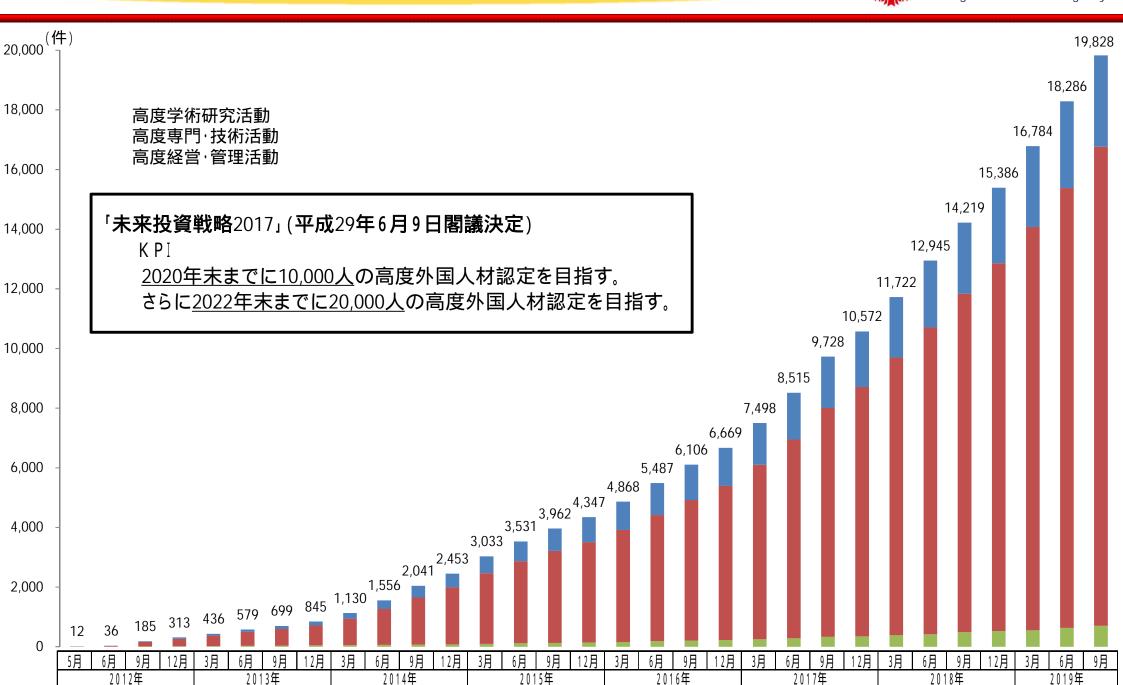
- ♥ 在留期間「無期限」の付与
- ♥ 就労資格のほぼ全ての活動を許容
- ◎ 配偶者の就労
- ♥ 親の帯同
- ♥ 永住許可要件の緩和
- ♥ 家事使用人の帯同

- ▶ 70点以上のポイントで高度外国人材と して認められた者について,永住許可申 請に要する在留期間を3年とする。
- 8 0 点以上のポイントで高度外国人材と して認められた者について、永住許可申 請に要する在留期間を1年とする。

永住許可申請に要する在留期間

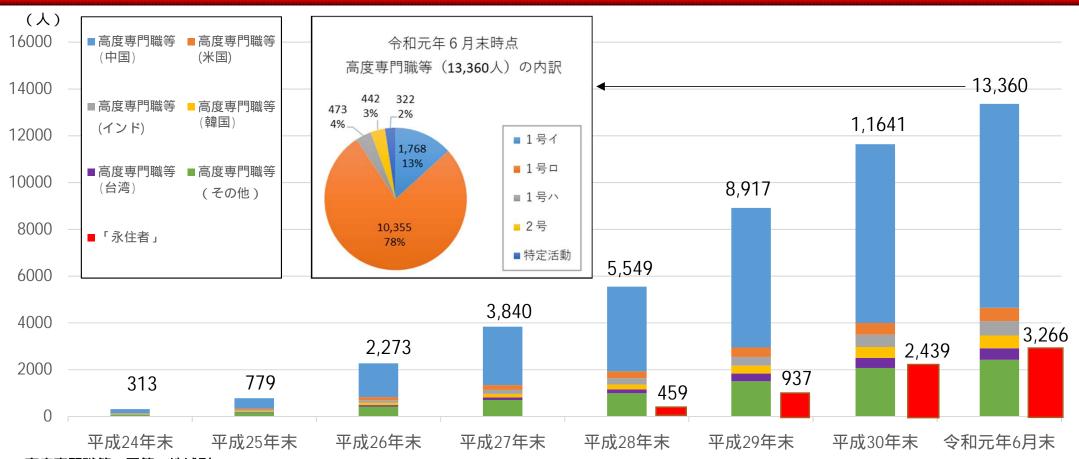
高度人材ポイント制の認定件数(累計)の推移





国籍・地域別高度外国人材の在留者数の推移





高度専門職等(国籍・地域別)

Г	司金金。	・地域	平成24年末		平成25年末		平成26年末		平成27年末		平成28年末		平成29年末		平成30年末		令和元年6月	末
	当末百 ×	上巴地		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合		割合
中			176	56.2%	444	57.0%	1,442	63.4%	2,497	65.0%	3,621	65.3%	5,970	67.0%	7,642	65.6%	8,717	65.2%
米			24	7.7%	51	6.5%	142	6.2%	204	5.3%	290	5.2%	401	4.5%	500	4.3%	568	4.3%
1	ン	/	17	5.4%	47	6.0%	108	4.8%	177	4.6%	266	4.8%	380	4.3%	527	4.5%	614	4.6%
韓			13	4.2%	38	4.9%	94	4.1%	150	3.9%	217	3.9%	334	3.7%	468	4.0%	544	4.1%
台		Ä	雪 10	3.2%	21	2.7%	59	2.6%	104	2.7%	165	3.0%	325	3.6%	433	3.7%	494	3.7%
そ	σ.) f	也 73	23.3%	178	22.8%	428	18.8%	708	18.4%	990	17.8%	1,507	16.9%	2,071	17.8%	2,423	18.1%
総		*	文 313		779		2,273		3,840		5,549		8,917		11,641		13,360	
永	伯	E a	í															

459

937

2,439

1 高度専門職等とは,高度専門職1号,2号及び特定活動(高度人材)のことをいう。

3 「永住者」の数は,集計可能な平成28年末時点から記載している。

3,266

^{2 「}永住者」とは,高度専門職等から永住者に在留資格変更許可を受けて,永住者で在留中のもの。

高度人材ポイント制の見直しに係る経緯について



実施日	実施内容								
平成24年 5月 7日	高度人材ポイント制の運用開始(在留資格「特定活動」)								
平成25年12月24日	年収基準の緩和,資格による加算等の評価項目の追加 家事使用人や親の帯同に必要な年収要件の引下げ 等								
平成27年 4月 1日	 在留資格「高度専門職」の創設に係る入管法一部改正法の施行 ▶ 高度外国人材に特化した在留資格「高度専門職1号」及び「高度専門職2 号」を創設 ▶ 「高度専門職2号」は在留期間が無期限 								
平成29年 4月26日	永住許可申請に要する在留期間の見直し 加算措置の追加								
平成31年 3月15日	国家戦略特別区域における特別加算の追加								
平成31年 3月29日	特別加算「法務大臣が告示で定める大学を卒業した者」の対象大学の拡大								

追加した各種加算措置(平成29年)



(1)成長分野(川等)において所管省庁が関与する先端プロジェクトに従事する人材に対する加算 10点

各省が関与する成長分野の先端プロジェクトに従事する人材について、特別加算の対象とする。

(2)高額投資家に対する加算

5点

「高度経営・管理活動」に従事する者が、自己の経営する事業に対して、高額な投資(1億円以上の投資)を行っている場合について、特別加算の対象とする。

(3)トップ大学卒業者に対する加算

10点

以下のいずれかの大学の卒業者(当該大学の大学院の修了者を含む。)について,特別加算の対象とする。

世界の権威ある大学格付3機関(クアクアレリ・シモンズ社(英国),タイムズ社(英国),上海交通大学(中国))の大学ランキングのうち2つ以上において300位以内の大学

文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(トップ型)において,補助金の交付を受けている大学

外務省が実施するイノベーティブ・アジア事業において、「パートナー校」として指定を受けている大学

(4)ODAを活用した人材育成事業の修了者に対する加算

5点

日本政府のODAを活用し,外務省が実施する「イノベーティブ・アジア(Innovative Asia)」事業に基づく本邦での研修(研修期間1年以上)を修了した学生に ついて,特別加算の対象とする。

(5)高度学術研究分野における大卒者等への加算

10点

現行制度では,「高度学術研究分野」の学歴は修士以上が加算対象となっているところ,他の分野と同様に「大学を卒業し,又はこれと同等以上の教育を受けた」 者についても加算の対象とする。

(6)複数の修士号又は博士号を取得した者に対する加算

5点

現行制度では,複数の学位を取得している場合には,最も上位の学位を基準に加算しているところ,複数分野の専門性を持つ者(複数の博士号又は修士号)について特別加算の対象とする。

(7)一定の水準の日本語能力(日本語能力試験N2程度)を有する者への加算 -

10点

現行制度では,日本語能力試験N1取得者又は外国の大学において日本語を専攻して卒業した者に対して特別加算の対象としているところ,日本語能力試験N2取得者についても特別加算の対象とする(ポイントはN1が15点に対し,N2は10点とする)。

ただし,本邦に留学経験がある者及び外国の大学において日本語を専攻して卒業した者としてポイントを得た者への重複加算は認めない。

追加又は見直した各種加算措置(平成31年)



(1)国家戦略特別区域高度人材外国人受入れ促進事業における特別加算

10点

特区自治体が,産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために,補助金等の支援をする企業等で「高度専門職」の在留資格をもって就労しようとする外国人について,特別加算の対象とする。

【本制度を活用している特区自治体】 東京都(令和元年10月~),広島県(令和元年12月~)

(2)トップ大学卒業者に対する加算の見直し

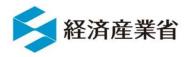
10点

トップ大学卒業者に対する加算の対象大学を拡大し,以下のいずれかの大学の卒業者(当該大学の大学院の修了者を含む。)についても特別加算の対象とする。(措置の結果,現行の13校から10 0校以上に拡大。)

- (1)世界の権威ある大学格付3機関(クアクアレリ・シモンズ社(英国),タイムズ社(英国), 上海交通大学(中国))の大学ランキングの<u>いずれかに掲げられている本邦の大学</u>
- (2)文部科学省が実施するスーパーグローバル大学創成支援事業(<u>グローバル化牽引型</u>)において, 補助金の交付を受けている大学

(注)上記下線部が見直しにより追加されたもの。

高度外国人材活躍推進プラットフォーム



- 本プラットフォームは、日本企業における**高度外国人材の採用から活躍を支援**する施策。
- 関係省庁の施策・セミナー等の情報をプラットフォームに集約、支援を実施。

内閣官房、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、経済産業省等(施策、セミナー開催等の情報を集約)

情報提供

高度外国人材活躍推進プラットフォーム(事務局: JETRO)

ポータルサイトでの情報提供・ 問合せへのワンストップ対応 ジョブフェア・セミナー 機会・情報の提供

専門家による伴走型支援

きめ細かく支援

地域の中堅・中小企業

<支援概要>

__関係省庁の施策を集約したポータ ルサイトを開設。お問合せにも 一元的に対応。 2

企業と高度外国人材との出会いの機会・情報を提供。

採用、各種手続き、入社後の活躍 等について、継続的にご相談、ア ドバイス。

(3

高度外国人材活躍推進ポータルサイトについて



- 企業向け、高度外国人材向けにページを整理し分かりやす〈掲載。
- <u>関係省庁の施策・セミナー等、留学生を含む高度外国人材の活用に関連する、以下の様な情報</u> を掲載。
- 高度外国人材に自社を知ってもらうために、 **自社情報の掲載**も可能。

高度外国人材の採用に必要な手続など、関係省庁の施策情報を掲載 ・在留資格、労務、税務 ・高度外国人材の採用前後の手続き(法務省、厚生労働省等) ・インターンシップ事業(経済産業省、厚生労働省等)等 公的機関()が主催・共催・後援する、留学生を含む高度外国人材に関する ジョブフェア、セミナー情報を掲載 ()省庁・自治体・独立行政法人・大学法人・商工会議所・商工会 ・「外国人材定着のポイント」セミナー(経済産業省)・ ・外国人留学生の採用・活用勉強会(ジェトロ) 高度外国人材採用に高い関心を持つ日本企業の情報を掲載 ・企業連絡先・企業のPR ・採用したい高度外国人材の専門性等

大学関連情報

留学生と直接接点を持てるよう、就職サポートに熱心な大学情報を掲載

- ・留学生の在籍数
- ・留学生の国内就職率・進路実績 等



高度外国人材活躍推進ポータルサイト

www.jetro.go.jp/hrportal

外国人の創業・起業に係る制度について



現状

我が国で起業して会社を経営する活動は,「経営・管理」の在留資格に該当するところ,同在留資格の付与を受けるためには,事業所確保や事業規模(注)に関する要件(以下「起業要件」とする。)への適合が求められる。

外国人起業家の受入れ促進を目的として, 平成27年7月から,国家戦略特別区域制度の下で一定の起業要件の緩和が行われているほか(「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」), 平成30年12月から,経済産業省の実施する「外国人起業活動促進事業」に基づき,外国人に起業準備活動のための在留を認める取扱いを行っている。

(注) 経営者・管理者以外に常勤職員2名以上, 資本金又は出資の総額が500万円以上, 又は に準ずる規模であること,のいずれかの要件

国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業の概要

国家戦略特別区域内の地方公共団体が,起業のための計画(創業活動計画)を審査し,事業の安定性・継続性を確認した場合には,通常 は上陸時に求められる起業要件を,上陸後6月が経過するまでに満たせばよいものとし,特例的に入国を認めている。

外国人起業活動促進事業の概要

在留資格上の措置

経済産業省の実施する「外国人起業活動促進事業」に基づき地方公共団体から「外国人起業準備活動計画」の確認を受けた外国人に対し、「特定活動」の在留資格で1年間の在留を認め、1年後に起業要件の適合を求める取扱いを行っている。

国家戦略特区制度

「経営·管理」(6月) (創業活動)

「経営·管理」

外国人起業活動促進事業

国家戦略特区に限った制度ではな〈, 在留資格「特定活動(起業準備活動)」として措置

在留資格「特定活動(起業準備活動)」

(6月)

(6月)

「経営·管理」

課題

在留資格「経営・管理」に係る事業所確保要件及び事業規模要件は,留学生にとって達成することが困難であるとの意見がある。 国家戦略特別区域制度による規制緩和措置は,新規に入国する外国人が対象となっており,在留中の外国人留学生には適用できない 仕組みとなっている。

「成長戦略フォローアップ」(令和元年6月21日閣議決定)

留学生による我が国での起業の円滑化を図るべく,「外国人起業活動促進事業」及び「国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業」に 関連する制度・運用の拡充をはじめとした,入国・在留管理等に係る制度・運用の見直し等を進め,2019年度中に結論を得る。 18

中小企業等に就職する外国人材の在留諸申請手続の簡素化



書等

現状

外国人材が国内の企業に就職する際,在留諸申請手続で受入れ企業に関する資料を提出する必要があるところ,<u>上場している企業等であれ</u> ば,企業情報が公開等されており,その企業の実在性や安定性を確認できるために提出資料を簡素化している。

就労を目的とする在留資格においては,受け入れる企業の規模等に着目してカテゴリー区分が設けられている。カテゴリー1には,日本の証券取引所に上場している企業等が,カテゴリー2には,一定額以上の源泉徴収税額の団体・個人が該当するところ,これらのカテゴリーに当たると証明できれば,在留諸申請の際,申請書以外の提出資料が原則不要となる。

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)(抄)

一定の条件を満たす中小企業等への留学生の就職を支援するため,厚生労働省のユースエール認定制度の認定企業を対象として,留学生が在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について,大企業と同様の簡素化を図ったところ,在留諸申請手続における 更なる提出書類の簡素化について引き続き検討を行う。《施策番号 104》

最近講じた措置

中小企業に就職する留学生からの在留資格変更許可申 請における提出資料の簡素化(平成31年3月)

・厚生労働大臣から「ユースエール認定企業」として認定を受けている中小企業等に就職する場合,在留資格変更許可申請を行う際に必要となる各種提出書類について大企業と同様に簡素化することとした。

手続簡素化対象企業の拡大(令和2年1月)

- ・上記のユースエール認定企業をカテゴリー1の企業に加えるととも に,各省庁で認定等されている企業等()に範囲を拡大した。
- ・前年分の給与所得の源泉徴収合計表の源泉徴収額を1,500万円以上であることが証明された団体又は個人をカテゴリー2としていたが、これを1,000万円に引き下げた。

くるみん認定企業(厚労省),健康経営優良法人(経産省),空港管理規則上の第一類構内営業者又は第二類構内営業者(国交省),内部通報制度認証登録事業者(消費者庁)等がこれに該当する。

在留諸申請手続の簡素化(イメージ) OFFICE 申請書 添付書類(提出書類 一般の中小企業 在留諸申請 地方出入国在留管理局 留学生等 提出書類 OFFICE の簡素化)登記事項 添付書類(申請書)証明書 , 決算文

手続簡素化対象企業

提出書類

在留申請手続のオンライン化について(概要)



利用できる者

申請人から依頼を受けた所属機関の職員

団体監理型技能実習については,実習実施者で はなく監理団体のみ

以下の要件を満たす必要がある

- 5年以内に出入国又は労働に関する法律に より、罰金以上の刑に処せられたことがない こと
- 外国人を適正に雇用している実績があるこ

の所属機関から依頼を受けた弁護士・行政書士

対象の手続

在留期間更新許可申請 と同時に行う再入国許可申請及び資格外 活動許可申請

対象の在留資格

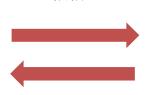
入管法別表第1の在留資格(外交,特定技能, 短期滞在を除く)

イメージ

申請人 (在留外国人)



依頼



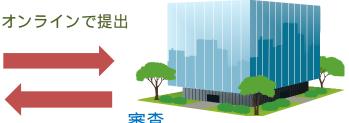
結果連絡,許可の場合は 在留カード等を手交

利用者 (所属機関の職員等)



利用申出の承認後, 利用可能

地方出入国 在留管理官署



審杳

結果連絡,許可の場合は必要に 応じて手数料納付を確認後,在留 カード等発送